

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定により提出された住民
監査請求に係る監査結果について、同条第 5 項の規定により別紙のとおり公表します。

令和 6 年 5 月 1 4 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

第1 請求の内容

1 請求人

9名

住所・氏名

2 請求書の提出

令和6年3月18日

3 請求の要旨（原文のまま掲載。但し、個人名は非公開。）

(1) 請求の対象行為

太宰府市総合体育館の指定管理者制度の予算措置は、指定管理者の候補者の募集又は指名前に⑥施設維持管理費の上限の額を限度額とする積算を行わず、指定管理申請者の収支計画書の⑥施設維持管理費(42,314,000円)の額が適正であるかを確認せずに協定を締結している。

⑥施設維持管理費の額を建築保全業務積算基準に基き、積算すると上限の額は29,278,932円となる。その差は(42,314,000-29,278,932=13,035,068円)となり、市は、条例に違反して、⑥施設維持管理費が大幅にアップ(1.44倍「1300万円」)する事業者を選定し協定を締結している。このままでは、市に毎年1,300万円の損害をもたらすことになる。

よって、当該行為により太宰府市が被った損害を回復するように、太宰府市総合体育館の指定管理者の指定に関する基本協定書の是正と副市長、総務部理事(元スポーツ課長)、スポーツ課長、教育長ら契約に関わった職員やその責にある職員らに対し、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

なお、基本協定書の締結が行われたのは令和3年3月24日で1年を経過しているが、この協定は令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする協定であり、年度協定書に「所管課は、必要があれば基本協定書に基づき、指定管理料に関すること、その他必要な事項について年度協定書を締結すること。と定められている。」(証拠4の14頁)

・証拠-5別冊⑤22頁2年目以降の指定管理料については、毎年度、委任者と受任者が協議し、必要に応じて年度協定にて変更の協定を締結する。と定められている。

(2) 違法・不当な財務会計上の行為

市は、指定管理者選定のための⑥施設維持管理費の予算措置を行わず、上限の額を決定していなかったのは、不当である。

(証拠-9)、5太教ス第51号 令和5年5月17日

(証拠-9)令和3年度太宰府市総合体育館建築保全業務設計書の公開請求《設計文書が不存在》

①(証拠-4)別冊④13頁予算措置は、原則として、指定管理者の候補者の募集又は指定する前に、指定期間全体に必要な指定管理料の額を限度額とする債務負担行為を設定するものと定められている。⑥施設維持管理費の積算を行わず設計書を作成して上限の額を設定していなかったのは、不当である。

・限度額を設定していなければ、指定管理申請者の見積書(収支計画書)が適正であるか判断ができない。

②(証拠-4 の 3 頁)仕様を基に指定管理料について設計(または見積徴収)を行い指定管理者選定のための予算措置を行うと定められている。⑥施設維持管理費の設計を行わず上限の額の決定を行っていないのは、不当である。

(2)-2 太宰府市総合体育館の指定管理料の予算措置は、⑥施設維持管理費の設計・積算を怠り、申請者の見積書(収支計画書)⑥施設維持管理費(42,314,000 円)としているのは不当である。

・(証拠-13)、(証拠-14)太宰府市総合体育館の指定管理料の⑥施設維持管理費(建築保全業務)の積算を(証拠-22-2)、(証拠-25)、(証拠-26)、(証拠-27)の算出根拠(数値根拠)により建築保全業務積算基準に基き積算すると上限の額は 29,278,932 円となる。その差は(42,314,000-29,278,932)で 13,035,068 円となり、このままでは、市に毎年 1,300 万円の損害をもたらすことになる。

(2)-3 市は、⑥施設維持管理業務について独自の工夫をしていない事業者シンコースポーツ(株)と協定を締結していることは不当である。【直営方式の方がより効果的・効率的だった。】

証拠-4 の 2 頁 指定管理者制度の適用について

地方自治法上、「公の施設」の管理運営は、市による直営若しくは、指定管理者制度のいずれかの選定を行う必要がある。その際、「どちらの管理形態が、より効果的・効率的に施設の設置目的を達成できるかを判断基準としなければならない。

なお、「公の施設」のうち、次のような特別の事情が認められる場合には、指定管理制度を導入しないこと。

⑤制度の導入により、経費削減が見込めずサービスの低下が想定される場合。

▶上記のとおり⑥施設維持管理業務に関しては、経費の削減どころか、逆に 1.44 倍〔1300 万円〕アップしている事業者「シンコースポーツ(株)」と協定を締結していることは、不当である。

(2)-4 証拠-45 別冊④の 3 頁 実施機関の主張の要旨《審査請求に係る答申書についての 3 頁》

指定管理制度は、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため「甲の施設」の管理に民間事業者等の保有する専門知識や技術的なノウハウを活用することで市民サービスの向上と効率的な運用を図ることを目的としている。決められた業務を仕様書どおりに行う業務委託に対し、指定管理制度は独自の工夫により管理運営ができるものである。としているが、シンコースポーツ(株)は⑥施設維持管理業務(建築保全業務)に関して独自の工夫を行ってれば建築保全業務積算基準により積算した上限の額(29,278,932 円)より縮減できることになるが、上記のとおり、逆に 1.44 倍(1,300 万円)アップしている。【このことは、逆に考えるとシンコースポーツ(株)が 1300 万円以上ピンハネ or ぼったくりしていることに市が気付いていないことになる。】

【(証拠-11)建築保全業務積算基準(標準歩掛り)令和 3 年度国土交通省大臣官房官庁官繕部目的;この基準は国家機関の建築物及びその附帯施設に係る建築保全業務

を委託に付す場合において、当該業務の費用の積算において、その合理的な方法を求める事により保全業務の適正化を図り、もって保全業務の質の確保に資することを目的とする。】

・アップの原因は⑥施設維持管理業務の実施者は、証拠-46 のとおり、床清掃以外の各項目 38 項目)、全てを第三者に再委託している。「悪く言うとシンコースポーツ(株)は⑥施設維持管理業務に関してはピンハネ業者となっている。【一括で第三者に委託していないが、床清掃以外全ての⑥施設維持管理業務を再委託しているので一括に近い状態である】

(2)-5 シンコースポーツ(株)が市に提出する⑥施設維持管理費の見積書(収支計画書)は(証拠-24)のとおり「参考見積書」である。

シンコースポーツ(株)は、市に対して証拠-24 のとおり、予算要求を行うときに参考資料として必要な「参考見積書」提出するので値引き前の 3~5 割増しの「参考見積書」を提出する。

今回は候補者が 1 社だけで競争がなかった為、シンコースポーツ(株)は「参考見積書」を提出している。

また、市は上限の額を設定していないこと及び上記のとおり指定管理制度の方がより効果的・効率的と信じこんでいたため、シンコースポーツ(株)の見積書(収支計画書)をそのまま認めたと思料する。

・「参考見積書」は、証拠-20 太宰府市総合体育館新築工事の積算基準のとおり、各項目ごとの 3 社見積の内、最低の価格の社の価格に査定率を掛けたものとする。となっている。今回、市は査定率を掛けていない(証拠-45 の 3 頁)実施機関は本文文書を作成していない。

・掛けてないので施設維持管理費が建築保全積算基準で積算した額より 1.44 倍となっている。

(2)-6 市は仕様書に収支計画書の各項目の設計・積算に必要な算出根拠(数値根拠)が存在するのに情報公開請求で不存在としたのは不当である。

①(証拠-23) 5 太教ス第 20-2 令和 5 年 4 月 21 日・各業務維持管理数量積算書・積算数量算出書

◎公開請求に係る情報が不存在▶請求に係る情報が存在しないためとしているが下記のとおり・算出根拠(数値根拠)は(証拠-22-2)、(証拠-25)、(証拠-26)、(証拠-27)のとおり存在する。

(a) 建築保全共通仕様書は建築物及びその附帯附帯施設の点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境測定等及び警備に関する業務委託に適用する。

・仕様書には業務の範囲、管理の基準だけでなく、使用目的、算出根拠(数値根拠)が記載されていなければ合理的な設計・積算はできない。

▶市は設計のための適正な仕様を定めていない。市の施設維持管理業務仕様書は不完全

②証拠-9 別冊⑨ 5 太教ス第 232-2 号令和 3 年度太宰府市総合体育館 業務仕様書の不備・欠落

仕様書とは、製品やサービスが満たすべき条件や内容を明確化し、まとめた書類。

市の仕様書には作業内容・頻度の記載しかなく、機能的なものとして、使用目的、体積、面積、質量、形状、規格、数量等が記載されていないので、⑥施設維持管理費の合理的な設計・積算ができない。

上記の項目を記載した仕様書を作成して、下記、添付参考資料の様な仕様書の公開を請求しますにたいして市の回答は公開請求に係る情報が不存在。請求に係る文書が存在しないためとしている。

・算出根拠（数値根拠）は（証拠-22-2）、（証拠-25）、（証拠-26）、（証拠-27）のとおり存在する。

(2)-7（証拠-45）公募の際の募集要項についても収支計画書の各項目の算出根拠（数値根拠）まで提出を求めておらず、実施機関の手元にはないとの説明であったが、これは不当である。

1)、算出根拠（数値根拠）は上記のとおり、機能的なものとして、使用目的、体積、面積、質量、形状、規格、数量等が示されていないと申請者は合理的な見積書（収支計画書）は作成できない。

（証拠-20）・施設の維持管理に関する業務の一覧表に業務名、作業範囲、作業内容、作業頻度、その他の欄しかなく、見積書（収支計画書）を作成するための算出根拠（数値根拠）の欄がない。

これでは、市、申請者とも算出根拠（数値根拠）のある合理的な収支計画書を作成することはできない。

上記、収支計画書の施設管理費 42,314,000 円は、算出根拠（数値根拠）のない額であり不当である。

・算出根拠（数値根拠）は（証拠-22-2）、（証拠-25）、（証拠-26）、（証拠-27）のとおり存在する。

また、申請者も「募集要項」に算出根拠（数値根拠）が記載されていないと合理的な積算ができない。算出根拠（数値根拠）がないと見落としなどがあった場合、申請者の負担になるので余裕を持った水増しされた割高な見積書（収支計画書）を提出することになる。（どんぶり勘定の割高な収支計画書となる）

(2)-8 『例えば証拠 24 受水槽清掃業務で受水槽の収支計画書を作成するための算出根拠（数値根拠）が仕様書に示されていなかったため受水槽の設計容量 62.5 m³に対してシンコースポーツ（株）の委託業者 総合メンテ（株）の見積の容量は 1.20 倍（75.0÷62.5）の 75.0 m³としている。

②物価版の実例金額は、69,300 円に対してシンコースポーツ（株）と市との契約金額は市場価格の 2.98 倍の 207,000 円となっているのは、不当である。

③シンコースポーツ（株）の見積価格 207,000 円は建築保全業務積算金額の 1.21 倍となっている。

・算出根拠（数値根拠）がないと申請者が割高な見積書（収支計画書）を提出しても適正であるか市は判断できない※証拠 24 のとおりシンコースポーツ（株）見積書（収支計画書）は、「参考見積書」である。

・参考見積書の金額には、証拠-20 の査定率を乗じなければ設計単価にならない。
証拠-24 受水槽清掃業務 第 0003 号明細書

給排水衛生設備(受水槽容量 62.5 m ³)	容量	金額(円)	④/①、②、③
①建築保全業務積算要領《標準歩掛》	62.5 m ³ (設計)	171,626	1.21 倍
②物価版建築施工単価による実勢価格	60.0 m ³ 程度	69,300	2.98 倍
③総合メンテ(株)実費(シンコースポーツ委託業者)	75.0 m ³	69,489	2.98 倍
④シンコースポーツ(株)と市の契約金額	75.0 m ³	207,000	1.00 倍

(2)-9 ※他の自治体の仕様書(証拠-15)千葉県総合スポーツセンター施設・設備維持管理業務仕様書は使用目的、算出根拠(数値根拠)を各項目ごとに 50 頁にわたって明確に記載している。

(証拠-16)②伊賀市役所庁舎清掃業務委託仕様書は使用目的、算出根拠(数値根拠)が明確に示されている。

(2)-10、証拠-47 音響設備点検業務 1Y 総合点検

・非常警報設備、(起動装置 9 組、音響装置 9 組)、放送設備(増幅器 4 台、スピーカ回線 129 組、)音量調整器 14 個、起動装置 12 個、)等々があるのに、市は仕様書に算出根拠(数値根拠)を全く示していない。これでは、申請者は見積書(収支計画書)を作成するのが大変であり割高の見積書となる。

▶また総合点検は積算基準では年 1 回でいいものをシンコースポーツ(株)は年 2 回で見積りしている。

◎市とシンコースポーツ(株)との契約金額 2,442,000 円

・建築保全業務積算基準《標準歩掛》 810,341 円
 $= 2,442,000 \div 810,341 = 3.01$ 倍

(2)-11 証拠 21 別冊㉑・情報非公開決定通知書 5 太教ス第 209 号副市長の無責任答弁は不当である。

・真摯に受け止めて再確認した資料及び適正であったと証明できた資料の情報公開請求。

太宰府市総合体育館 受水槽清掃業務費・音響設備点検業務費が(証拠-47)実勢価格の数倍との指摘に対して、

・令和 4 年太宰府市議会第 3 回(9 月)定例会 111 頁副市長答弁…ご指摘の件には、真摯に受け止めて、再確認した上で、今後も適正な、適切な維持管理に努めてまいります。(と回答してから、既に 1 年以上を経過しているのに何もしていない)

◆真摯に受け止めず、再確認していないので公開請求に係る文書が不存在とは不当である。

(2)-12 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例「平成 17 年 6 月 23 日」第 4 条の(3)施設の管理経費の縮減が図られるものとする定められている。

・市は、条例に違反して、施設の⑥施設維持管理費が大幅にアップ(1300 万円)する事業者を選定して協定を締結していることは、不当である。

4 請求人の提出証拠

- 証拠-1 ①請求の理由の証拠
- 証拠-2 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- 証拠-3 太宰府市指定管理者制度運用ガイドライン「平成28年9月策定」
- 証拠-4 太宰府市指定管理者制度運用ガイドライン「令和3年7月経営企画課」
- 証拠-5 《施設名称》の管理運営に関する協定書
- 証拠-6 太宰府市総合体育館の指定管理者の指定に関する基本協定書
- 証拠-7 指定管理申請者シンコースポーツ九州(株)の収支計画書の施設管理費42,314,000円
- 証拠-8 市の収支計画書の施設管理費42,314,000円
- 証拠-9 5太教ス第51号 令和3年度太宰府市総合体育館建築保全業務設計書設計文書が不存在
- 証拠-9 5太教ス第232-2号 令和3年度太宰府市総合体育館業務仕様書の不備・欠落
- 証拠-10 ・施設の維持管理に関する業務の一覧表に業務名、作業範囲、作業内容、作業頻度、その他の欄しかなく、収支計画書作成利のための算出根拠(数値根拠)の欄がない
- 証拠-11 建築保全業務積算基準(令和5年版・平成30年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部
- 証拠-12 建築保全業務積算要領 令和5年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部
- 証拠-13 建築保全業務共通仕様書(令和5年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部
- 証拠-14 令和3年度建築保全業務積算労務単価について 官庁営繕部計画課
- 証拠-15 太宰府市総合体育館施設維持管理費(建築保全業務)比較表
- 証拠-16 令和3年度業務設計書、業務委託名 太宰府市体育複合施設建築保全業務
- 証拠-17 他の自治体の仕様書 千葉県総合スポーツセンター施設・設備維持管理業務仕様書
- 証拠-18 伊賀市役所庁舎清掃業務委託仕様書
- 証拠-19 予定価格の決定法「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)
- 証拠-20 太宰府市総合体育館新築工事の積算基準
- 証拠-20 施設の維持管理に関する業務の一覧表
- 証拠-21 情報非公開決定通知書5太教ス第209号(149-2号) 公開請求に係る情報が不存在
- 証拠-22 情報非公開決定通知書5太教ス第20-2号 仕様書に算出根拠(数値根拠)が記載されていない
- 証拠-22-2 1回目一般競争入札太宰府市総合体育館新築工事「金抜き設計書」
- 証拠-23 5太情個審査第13号 令和5年12月8日「答申書」4ページ8行目
- 証拠-24 「誰も教えてくれない官公庁会計実務」矢野雅彦(元東京大学 副事務長)
- 証拠-24 受水槽清掃業務 第0003号明細書
- 証拠-25 太宰府市体育複合施設 各室面積表 算出根拠(数値根拠)

- 証拠-26 太宰府市体育複合施設 植栽工事 数量表 算出根拠(数値根拠)
- 証拠-27 太宰府市体育複合施設 警備業務 算出根拠(数値根拠)
- 証拠-28 積算資料 建築施工単価 2020年7月 夏号
- 証拠-29 受水槽清掃業務 62.5 m³ 第0003号明細書
- 証拠-30 高松市清掃業務委託料積算数量算定マニュアル
- 証拠-31 清掃業務 実施状況実態
- 証拠-33 害虫駆除業務・参考料金 ゴキブリ駆除、年間料金100,000円
第0006号明細書
- 証拠-34 音響設備点検業務 音響設備保守点検項目 試験調整費 第0009号明細書
- 証拠-35 俱知安町総合体育館特殊建築物防火設備定期報告書作成業務
第0019号明細書
- 証拠-36 つりバトン点検業務横浜市緑公会堂収支報告書 第0032号明細書
- 証拠-37 俱知安町総合体育館特殊建築物バスケットゴール点検業務
第0034号明細書
- 証拠-38 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ 移動観覧席等
第0035号明細書
- 証拠-39 植栽管理業務 太宰府市指名競争入札参加業者の単価見積書より積算
第0036号明細書
- 証拠-40 屋外遊具保全屋 見積もり 39,000円 第0037号明細書
- 証拠-41 長野ろう学校施設機械警備業務 入札経過書 第0038号明細書
- 証拠-42 防火設備定期調査報告業務 ビルメン大使 設備ごとの検査費用, 防火扉
第0039号明細書
- 証拠-43 地下タンク機密漏洩検査参考費用;49,000円 有限会社中央油化
第0040号明細書
- 証拠-44 太宰府市体育複合施設 光熱水費 シンコースポーツ九州(株)公開
第0043号明細書
- 証拠-45 審査請求に係る答申書3頁 ア実施機関の主張の要旨
- 証拠-46 委託業務一覧表 指定管理業務を第三者へ委託することを承認します
- 証拠-47 音響設備点検業務 1Y音圧確認1式1回当たり見積による
- 証拠-48 平成29年度太宰府市総合体育館 事業計画書及び収支計画書
事実証明書を補強する資料1 太宰府市職員措置請求書修正表(令和6年4月10日)
事実証明書を補強する資料2 陳述書(令和6年4月10日)

5 請求書の受理

本件請求は、令和6年3月18日に提出され、地方自治法（以下、「法」という。）第242条第1項に基づく要件審査を実施した結果、記載された内容が次の要件を具備していたが、請求書記載の一部に誤りがあったため補正を求め、令和6年3月19日に請求人により誤りを修正した請求書の提出を受けたため、同日付で受理することとした。

(1) 形式的要件

- ・ 監査請求書に措置請求の要旨が記載され、請求人自ら署名した書面によってなされたものであること
- ・ 監査請求が、事実証明書を添付してなされたものであること

(2) 実質的要件

- ・ 請求人が太宰府市の住民であること
- ・ 監査請求の対象とした行為者が太宰府市の財務会計機関であること
- ・ 監査請求の対象とした行為が違法若しくは不当な財務会計行為であること
- ・ 監査請求の対象とした違法若しくは不当な財務会計行為によって、太宰府市に損害発生のある可能性があること
- ・ 監査請求において違法若しくは不当な財務会計行為を是正するために必要な措置を掲げていること
- ・ 本件請求は、監査請求日の1年前からなされた財務会計行為であること

6 請求人による資料の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項に規定に基づき、令和 6 年 4 月 10 日に追加証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人 3 名から陳述が行われ、本件請求内容を補足するものであった。

また、事実証明書を補強する資料として、太宰府市職員措置請求書修正表が追加提出され次のような説明がなされた。

請求書の(1)請求の対象行為について、太宰府市総合体育館の指定管理者制度の「予算措置」は、施設維持管理費の上限の額を限度額とする積算を行わず、指定管理申請者の収支計画書の施設維持管理費の額が適正であるかを確認せずに協定を締結しているとあるが、文中の「予算措置」を「支出行為」に改める。

同じく(1)請求の対象行為の中で、市は「条例に違反して」とあるが、その条例とは、「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」であり、(候補者の選定)第 4 条 3 号の施設の管理費の縮減が図られるものであることを意味する。

また、「必要な措置を講じるように勧告することを求める」とは、証拠 21、令和 4 年太宰府市議会第 3 回副市長答弁において、「ご指摘の件には、真摯に受け止めて、再確認した上で、今後も、適切な維持管理に努めてまいりたいと思います」と述べており、それを実行していないため、必要な措置は、令和 4 年 9 月に遡って、上限の限度額(29,278,932 円)で精算することを求めるというものである。

請求の要旨、(2)-5「シンコースポーツ(株)が市に提出する⑥施設維持管理費の見積書(収支計画書)は(証拠-24)のとおり「参考見積書」である。」の「参考見積書」は「再委託業者がシンコースポーツ(株)に提出した参考見積書」である。

証拠-24 及び請求書 10 頁 25 行目、受水槽清掃業務 第 0003 号明細書中、「1.21 倍」は「1.20 倍」が正しい。

証拠-1 ①請求の理由の証拠とは「太宰府市職員措置請求書」のことである。

第2 監査の実施

太宰府市監査基準(令和6年監委告示第1号)に基づき次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

請求内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 「太宰府市総合体育館の指定管理者の指定に関する年度協定書」(以下、「年度協定書」という。)の締結に伴い、指定管理料の支払いが適切になされているか
- (2) 年度協定書に基づき正しく支出がなされているか
- (3) 年度協定書の締結により太宰府市に損害が生じているのか

2 監査対象部局

教育部スポーツ課

3 監査の着眼点

職員措置請求記載事項及び陳述内容を勘案し、監査の着眼点を次のとおりとした。

なお、令和3年度からの「太宰府市総合体育館の指定管理者の指定に関する基本協定書」(以下、「基本協定書」という。)及び平成28年度になされた基本協定書を本件請求に対する判断の前提として確認した。

- (1) 太宰府市総合体育館(以下、「総合体育館」という。)の指定管理料のうち施設維持管理費について、年度協定書の締結に伴う精査を行ったのか
- (2) 平成28年度から5年間及び令和3年度から現在までの収支報告における推移について
- (3) 適正な施設維持管理費について、建築保全業務積算基準(以下、「積算基準」という。)に基づいた積算を行ったのか
- (4) 施設維持管理費の支出について、適正に精査及び処理がなされているか
- (5) 施設維持管理費の支出が太宰府市に損害を被らせた事実があるか

4 監査の主な内容

- (1) 法第199条第8項の規定に基づき、令和6年4月15日、18日、23日、5月1日に監査対象部局(スポーツ課)の関係職員から、請求人の主張及び趣旨に対する関係書類等の提出及び情聴取等を求めたうえ監査を実施した。

また、令和6年4月23日、5月1日には関係人(経営企画課)より「太宰府市指定管理者制度運用ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)についての説明を受けた。

- (2) 実施場所

太宰府市監査委員事務局

第3 監査の結果

1 主 文

本件請求を棄却する。

2 理 由

(1) 事実関係の確認

監査対象部局の監査及び関係人からの事情聴取を行った結果、次の事項を確認した。

ア 総合体育館の指定管理について

(ア) 「指定管理者制度」の導入までの主な流れについては、以下の手順による。

- ①公の施設に「指定管理者制度」を導入するか否かの検討を行う
- ②指定管理の仕様を検討する
- ③指定管理料（上限額）の決定を行う
- ④債務負担行為の設定（補正予算）を行う
- ⑤募集要項の作成、配布（公募）を行う（上限額及び仕様を提示）
- ⑥指定管理者候補者選定委員会開催（候補者の決定）を行う
- ⑦議会の議決を得て指定を行う
- ⑧指定管理者の収支計画を基に年度協定に必要な次年度予算を編成
- ⑨基本協定締結、年度協定締結を行う

(イ) 総合体育館の管理運営については、設立当初の平成28年度から「指定管理者制度」の活用を行っている。上限額の設定は、市内にある施設の委託実績等を勘案して積算した。また、公募の状況は、現地説明会に20団体の参加であったが、最終的な応募については2団体となり指定管理者候補者選定委員会において選定を行っている。

(ウ) 令和3年度以降の「指定管理者制度」の手続きに関しては、ガイドライン（平成29年4月改定）に従ってなされたものである。

指定管理料の上限額の設定にあたっては、平成28年度から令和2年度の収支報告等による実績を基にして、令和3年度から令和7年度（5年度分）の指定期間に必要な指定管理料の上限額の設定をしている。この上限額を基に令和2年9月補正予算において、債務負担行為の予算措置を行った。

(エ) 令和3年度の更新時においても、候補者の募集にあたっては、応募を検討している団体に広く周知を図るためガイドラインの記載に従い、仕様書、上限額を示して選定基準等を整えたうえ、市ホームページ等を使って行っている。

その結果、令和3年度では応募をしてきたのはシンコースポーツ・西鉄ビルマネジメントグループ（以下、「シンコースポーツ」という。）の1社のみであった。

(オ) 積算基準については、国家機関の建築物及びその付帯施設に係る建築保全業務を委託する場合に準拠すべき基準であり、指定管理料の上限額の積算において、必ずしも活用しなければならないものとは考えていない。

「指定管理者制度」とは、そもそもの目的である民間事業者等の保有する専

門知識や技術的なノウハウを活用するために、「業務委託（市直営）」のように決められた仕様通りに管理運営を行うのではなく、施設の管理運営について多くの裁量権を与え、民間の独自の工夫により管理運営ができるようにするものである。

請求人が援用する伊賀市等の類似施設は、業務委託施設であり不適當である。

このことから、指定管理料の設定において積算基準を用いていない。

(カ) 令和3年度の指定管理については、指定管理者候補者選定委員会において候補者の選定を行ったあと、議会の議決後に、シンコースポーツと協定期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする基本協定書を締結している。

(キ) 基本協定書における1年度毎の指定管理料については、別途に年度協定書を締結している。

当該年度の予算に計上される指定管理料については、指定管理者との交渉により減額になった結果を予算額として計上している。従って、年度協定書の額と概ね同額となっている。選定時点でシンコースポーツの応募額が上限額以内であり、その応募額的前提となる収支計画を基本として予算化している。

(ク) 受水槽清掃業務については、最大水量75 m³で有効水量62.5 m³の2槽式受水槽内を1槽ごとに洗浄と消毒を行っており、1槽式の受水槽より手間と時間を要する作業内容となっている。これらの事情を勘案して、シンコースポーツにおいて委託契約を行ったものと判断している。

また、音響設備保守点検業務においては、体育館施設をスポーツに特化した利用だけではなく、施設の機能や設備を広く効率的に使い、文化事業・エンターテイメントなど多目的な利用への発展ができるように、指定管理者からの提案を受けて、ホール施設と同様の専門的な点検を実施している。

これら再委託の業務については、市と協議をすることが必要となっている。また、その費用はシンコースポーツの負担であり、経営上の裁量の問題であることから、市としては仕様書の内容が実現できるかどうかという視点で判断を行っている。

スポーツ課においては、議会答弁の対応として他の業者からの聞き取り調査を行い、受水槽設備の規模や構造、音響設備機器の検査内容の専門性から判断して妥当な金額であることを確認している。

(ケ) 本件の指定管理業務におけるシンコースポーツの収支差益の合計は、以下のとおりとなっている。

なお、収支報告書は令和4年度までが提出されており、令和4年度の収支報告書については、領収書等との整合性を含めて検証した。

その結果、請求人が主張するような過剰な利益を与えているものとは判断できない。

ただし、R3、R4については、総合体育館がワクチン接種会場として使用されていた影響により、収益が増加したものである。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
収入合計	39,299,329	90,035,492	93,397,021	96,089,224	86,187,625	96,192,380	97,797,021
支出合計	39,001,344	87,426,191	90,646,308	93,108,670	86,229,869	81,384,242	89,269,803
収入－支出	297,985	2,609,301	2,750,713	2,980,554	△ 42,244	14,808,138	8,527,218

イ 関係人からの聞き取り(経営企画課)

ガイドラインの所管課である経営企画課から関係人として説明を受けた。

- (ア) 「指定管理者制度」は、公の施設の目的を効果的に達成するために、法人その他の団体を指定管理者として議会の議決を経て指定するものであり、多様化する市民ニーズに対し、より効果的・効率的に対応するため、単なる価格競争による入札の業務委託とは異なるものである。
- (イ) 市が自ら直接に施設の運営及び管理を行い、細部の業務発注について入札に付す「業務委託（市直営）」と異なり、指定管理者に一定の裁量権を与え、民間事業者等が有する能力を活用するものが「指定管理者制度」である。
- (ウ) 「上限の額」については、「指定管理者制度」の主目的である、経費縮減のみならずサービスの向上を図るという視点を総合的に考慮したものととして、施設の性格や社会経済情勢等も考慮し、適切に設定されるべきものである。
- (エ) スポーツ課が説明した「積算基準については、国家機関の建築物及びその付帯施設に係る建築保全業務を委託する場合に準拠すべき基準であり、指定管理料の上限額の積算において、必ずしも活用しなければならないものとは考えていない。」については、同意見である。

(2) 監査委員の判断

総合体育館の管理については、地方自治法（以下、「法」という。）第244条の2第3項以降に基づく指定管理者により行われている。この「指定管理者制度」については、総務省自治行政局長より平成22年12月28日付け総行経第38号「指定管理者制度の運用について」の通知により運用されているところである。

その趣旨については、本市のガイドラインにおいても反映されていると判断する。

総合体育館の管理に関して、「指定管理者制度」を採用するか「業務委託（市直営）」で行うかの判断については、「業務委託（市直営）」で行う場合よりも「指定管理者制度」で行う方が、管理費の縮減が図られ効率的運営が可能であるとの判断のもと「指定管理者制度」によることが決定されている。

ア 請求人は、施設維持管理費の上限の額の積算及び指定管理申請者の収支計画書のうち施設維持管理費の審査を行わず協定を締結している。これにより、積算基準に基づき積算した場合の積算額との差1,300万円余の損害を与えたと主張している。

(ア) <市は指定管理料の総額積算を行っているか>

スポーツ課は指定管理を実施するために、指定管理にかかる債務負担額を予算計上する時点で独自に単年度の指定管理料（施設維持管理費を含む）の

総額の積算を行い、その金額を基に債務負担額を決定している。

次に、指定管理者を公募するにあたっては、前記の積算額をもって公募を実施したものである。従って、指定管理料の総額については、上限は設定されていたと判断する。

(イ) <積算に当たり積算基準によらないことが違法となるか>

積算基準に基づいた積算がなされていないと主張している。

請求人の主張のとおり、積算基準に準拠していない。しかし、「事実関係の確認ア(イ)、(ウ)」のとおり、平成28年度については、市内にある施設の委託実績等を勘案して積算しており、令和3年度に関しては、平成28年度から令和2年度の収支報告等による実績を基にして積算している。

思うに、「指定管理者制度」は、公の施設の目的を効果的に達成するために、指定管理者として多様化する市民ニーズに対し、より効果的・効率的に対応するため、単なる価格競争による入札の業務委託とは異なるものである。積算基準については、国家機関の建築物及びその付帯施設に係る建築保全業務を委託する場合に準拠される基準であり、指定管理料の上限額の設定において、必ずしも活用しなければならないものとは考えられない。

よって、当該基準に従わないことが違法、不当とは言えない。

(ウ) <積算基準によらないことで市に損害が発生しているか>

申請人は、積算基準による予定価格と年度協定の締結額の差1,300万円余の損害が生じていると主張している。しかし、「指定管理者制度」では、上限額の積算において積算基準に準拠することは求められていない。従って、申請人の主張する予定価格を前提とする損害の発生も考えられない。

また、指定管理者が過剰な利益を得ていると主張するが、「事実関係の確認ア(ケ)」のとおり、指定管理者が提出した平成28年度以降令和4年までの収支報告書を確認した結果、請求人が主張する不当な利益を得たとは判断できない。ただし、令和3年度及び4年度については収益が増加している。これは、コロナ予防接種会場として市が借り上げたことに起因する事業外収益が主な原因であり、本来の事業による収益は赤字となっている。

従って、申請人の主張する損害の発生も認められない。

(エ) <協定額に正当性が認められるか>

協定額の正当性は競争性があることによって担保されるが、本件の場合には公募の実施によって競争がなされている。このことは、「事実関係の確認ア(イ)、(エ)」のとおりである。

イ 年度協定の予算について、シンコースポーツの見積りに従った予算であり、査定率を乗じていないため、高額な協定額となっていると主張している。

(ア) 年度協定書の協定額は、シンコースポーツの応募額の基礎となった収支計画を基本に予算化したもので、締結に際しての交渉により減額をされることもあるが、当該年度の予算額と概ね同額になったものと判断する。

しかし、応募額については、市の積算した上限額の範囲内であり、その基

礎となったシンコースポーツの収支計画を基本として、予算化したとしても不当な判断とは言えない。

(イ) 「査定率を乗じていない」との主張であるが、近年、予定価格を事前に知らせるようになったため、査定率の考え方は採用されていない。

ウ 受水槽清掃業務、音響設備点検業務の点について、過大な費用であるとの主張である。

シンコースポーツが他者へ業務を再委託（発注）しているが、このような場合においては、当然に市と協議をすることが必要となっている。

その再委託の費用については、シンコースポーツが協定額のなかで負担することから、市としては協定の仕様書の内容が実現できるかどうかに着目して判断を行うことで足りると考える。

市が示している仕様を満足することは前提であるが、指定管理料およびその他の収入の用途については、指定管理者の経営上の裁量の範囲で運用することは当然のことであり、企業努力として利益を考慮することも当然である。

従って、違法若しくは不当な公金の支出及び契約の締結若しくは履行があるとは認められず、それによって市に損害を与えているとはいえない。

よって、本件請求には理由がないものと認め、法第 242 条第 5 項の規定により主文のとおり決定する。

3 意見

本件指定管理者の選定にあたっては、公募に際しての応募者数が 1 社に留まっている。この現状を踏まえると、応募者数の拡大のための方策の検討が必要である。

今回のコロナ予防接種のような、緊急時に市が使用せざるを得ない場合など、利用料金については、協定書の中で特約の規定を設けるべく、検討が必要である。

※関係法令等(抜粋)

本件請求に係る関係法令は、次のとおりである。

1. 地方自治法

第二編 普通地方公共団体

第十章 公の施設

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2. 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(候補者の選定)

第4条 市長等は、前条の規定に基づき申請があったときは、次の各号に掲げる選定基準に照らし、施設の管理を行うに最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有している、又は確保できる見込みがあること。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でない団体であること。
- (6) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が役員となっていない団体であること。
- (7) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。
- (8) その他市長等が施設の性質及び目的等に応じて定める基準

3. 太宰府市総合体育館条例

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、総合体育館の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき指定する法人又は団体(以下「指定管理者」という。)に、総合体育館の管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に総合体育館の管理を行わせる場合は、第4条から第7条までに規定する「市長」とあるのは、「指定管理者」と、第11条中「市長は」とあるのは「指定管理者は市長が必要と認める場合」とする。
- 3 第1項の規定により指定管理者に総合体育館の管理を行わせる場合は、地方自治法第244条の2第9項の規定により、指定管理者は市長の承認を得て、第9条の規定を上限として総合体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を定めるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 総合体育館の施設維持管理等に関すること。
- (2) 総合体育館の施設及び設備等の使用許可等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるほか、市長が必要と認めること。